

広島県告示第二百九十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、平成二年二月八日広島県告示第百五十号で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち、対巖山地区を廃止する。

令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香